⑽　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費。

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。

⑾　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑿　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒀　本工事は、週休２日を実施した場合に間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⒁　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

⒂　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における対象工事種別に係る平成29・30年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事かつ鋼構造物工事の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上かつ「鋼構造物工事」の認定を受けている者であること。ただし、共同企業体により参加する場合は、「土木一式工事」1,250点以上の認定を受けている１者及び「鋼構造物工事」の認定を受けている１者による構成となっていること。上記２の⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑸　施工実績

①　平成15年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「堰・水門工事」の新設工事又は改修工事かつ「ゲート設備工事」の新設若しくは改修工事又は整備工事とし、規模は問わないものとする。

ただし、共同企業体にあっては、全ての構成員が上記に示すいずれかの施工実績を有するものとし、これらの共同企業体により条件を満たすこと。

なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作時及び現場施工時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　一級建築士の資格を有する者。

エ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成15年度以降（過去15年間）に次の同種工事の施工経験を有する者。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

ア　同種工事とは、「堰・水門工事」の新設工事若しくは改修工事又は「コンクリート工事」（規模は問わない）かつ「鋼構造物工事」（規模及び種類は問わない）とする。

ただし、共同企業体にあっては、構成員が配置すべき技術者が上記に示すいずれかの施工経験を有するものとし、これらの共同企業体により条件を満たすこと。

なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　「鋼構造物工事」の施工経験は、工場製作、現場施工いずれかの施工経験のみでも可とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　現場施工にかかる技術者においては、平成31年７月１日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

⑤　工場製作にかかる技術者においては、選任し配置するものとするが、工場製作段階では、本工事に対する専任での配置を要しない。

また、他工事に係る製作と一元的な管理体制での製作を行うことが可能である場合は、同一の配置予定技術者がこれらの製作を一括管理することができる。

なお、製作を一元的な管理体制（ＩＳＯ9001認定取得業者）のもとで行う場合は、工場製作にかかる技術者には上記２の⑹の②の施工経験を問わない。

⑺　入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

⑻　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。